

施設名及び所在地	物件番号	設置場所	貸付面積 自：自動販売機部分 回：回収ボックス部分	設置台数	最低使用料 (期間)	容器種別	売上実績 (H29.4～H29.10) (勤務者・来場者数)
馬見丘陵公園 北葛城郡 河合町佐味田 2202	1	北エリア(臨時)	1.90㎡ 自：幅 1.40m×奥行 1.00m 回：幅 1.00m×奥行 0.50m	1台	1,904円 (7か月間)	①	220万円程度 (1,000,000人程度)
	2	中央エリア(臨時)	1.90㎡ 自：幅 1.60m×奥行 1.00m 回：幅 1.00m×奥行 0.50m	1台	1,904円 (7か月間)	①	160万円程度 (1,000,000人程度)
	3	東詰所	2.21㎡ 自：幅 1.45m×奥行 1.00m 回：幅 0.40m×奥行 0.47m 4箇所	1台	4,896円 (1年間)	①	— (1,000,000人程度) 既設の自販機とは距離があり、公園内のエリアも異なるため、競合しないものと考えている。

※1 容器種別欄の表示について

①：お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類などの入っている缶・ペットボトルの密閉式容器(ビン・紙パック・紙カップ不可)

※2 売上実績は参考であり、今後の売上げを保証するものではありません。

※3 上記の最低使用料の金額のうち、物件番号1及び物件番号2は4月から10月の7か月間の設置に係る金額、物件番号3は1年間設置に係る金額です。提案金額は、物件番号1及び物件番号2は、7か月間の金額を、物件番号3は1年あたりの金額を記入して下さい。

※4 公募は、物件番号1と物件番号2については自動販売機2台で1つの、物件番号3については自動販売機1台で1つの入札とします。

2 複数の物件の公募に参加申込みをすることができます。

3 自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。

4 候補者は、設置期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。

5 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料とし、酒類、たばこの販売は行わないでください。

6 販売価格については、標準販売価格(定価)以下としてください。

7 自動販売機の設置場所は、公募実施要領の設置場所位置図(別紙②-1～4)のとおりです。

8 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。

9 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、候補者が行ってください。

10 設置期間の更新は、行いません。

11 最低使用料を予定価格とします。

12 最低使用料は、設置期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含んだ額です。

13 最低使用料には、光熱水費等を含みません。

14 候補者は速やかに都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定による自動販売機設置に係る公園施設設置許可の申請手続きをしてください。

15 その他、設置場所については(別紙②-1～4)、仕様については(別紙③)を参照してください。